

山口市野猪・猿被害対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、イノシシ、サル等による農作物の被害を防止し、農作物生産及び農家経営の安定を図るために実施する山口市野猪・猿被害対策事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定める。

(事業の内容等)

第2条 この事業における対象経費、採択基準及び補助率、事業実施主体については、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱別表に掲げるとおりとする。

(事業の実施)

第3条 事業実施主体は、この事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書(様式第1号)に事業実施計画書(様式第2-1号または様式第2-2号)を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された事業実施計画承認申請書が適當と認められるときは、当該事業実施計画を承認し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業実施計画を変更する場合は、前項の規定を準用するものとする。
- 4 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめその理由を市長に届け出で、指示を受けなければならない。

(事業の推進指導)

第4条 市長は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、関係機関及び関係団体等との協力を得て、必要に応じ事業実施主体に対し指導及び助言を行うものとする。

(事業の実施期間)

第5条 この事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までとする。

(実績報告)

第6条 事業実施主体は、事業完了後、速やかに事業実績報告書(様式第3号)に事業実績書(様式第4-1号または様式第4-2号)を添付して市長に提出するものとする。

(補助)

第7条 市長は、予算の範囲内において、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱により補助するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。